

地方教育会の教員養成講習会に関する研究

——講習会による教員養成——

* 笠 間 賢 二

The Study on Official Certification of an Elementary School Teacher before World War II

KASAMA Kenji

Key words : 小学校教員 : Elementary school teacher

教員養成 : Teacher training

教員検定 : Teacher certification

教育会 : Teachers association

教員講習会 : Teacher workshops

はじめに

戦前日本における小学校教員の養成と供給が師範学校によるそれに尽きるものでなかったことは日本教育史の常識に属する。言い換えればそれは、師範学校卒業以外の方法による免許状取得者が多数存在したことを意味しており、そもそも彼・彼女らの存在がなければ、明治期以降の小学校教育は成り立ちゆかなかったことを意味している。しかしながら、この師範卒以外の免許状取得方法に関する実証的研究は、近年徐々に研究成果が発表されるようになってきたものの、驚くほどに蓄積が乏しいのが現状である¹。

師範卒以外の免許状取得方法とは、いうまでもなく、小学校教員検定をさしている。教員検定は、選抜試験を経た入学者を定型的カリキュラムと目的意識的な教育環境のもとで一定期間継続して教員へと養成する、師範学校とは異なる免許状取得方法であった。それは、多様な経歴をもつ者に多様な方法と経路で免許状を取得させることを可能にする方法であった。したがって、教員免許状所持者の実際（小学校教員界の実

際）も、こうした多様な者から構成されていたというのが現実の姿であったというべきだろう。だとするならば、小学校教員界の実際を究明するためには、この免許状取得の方法と経路を明らかにし、なおかつその者たちの力量や性向を検討することが、必要になってくるはずである。

ところで、教員検定による免許状取得方法を研究することの意義はどこにあるのだろうか。言い方を換えれば、教員検定の実際を研究することによって、これまで十分に明らかにされることのなかった何が見えてくるのか。少なくとも、以下のことがいえるだろう。

第一は教員免許状取得に多様な方法と経路があったということの改めての確認である。単年度当たりの免許状取得者の6割強を検定出身者が占めていたことをまず確認する必要がある。この教員検定は、無試験検定と試験検定とから構成され、それぞれがまた一様ではない方法と経路から構成されていた。これに検定受験の準備段階まで含めて考えると、その方法と経路は実にバラエティに富んでいたといえるのである。試験検定は、免許種ごとに実施され、一定の要件を満たした

* 学校教育講座

1 小学校教員検定に関する先行研究については、拙稿「小学校教員検定に関する基礎的研究」〔『宮城教育大学紀要』第40巻、2006年3月〕、および拙稿「小学校教員無試験検定に関する研究」〔『宮城教育大学紀要』第42巻、2008年2月〕で触れた。

者が受験可能な制度として運用されており、むしろ、開かれた制度としての性格さえもっていたといえるかも知れない。無試験検定は、対象者が法定されていたが、それは、免許状上進制を建前とする、中等学校卒業者を小学校教員界へと吸引する方策として運用されていた。このように免許状取得方法が多様であったということは、さまざまな経歴をもつ者が免許状取得に挑んでいくことを可能にしたはずだし、その取得方法の違いによって力量や性向にも違いがあったはずである。小学校教員界の実際は、今日考えられる以上に、多様な方法と経路によって免許状を取得した者から構成され、その多様性に応じた雑居性という点にこそ特徴があったというべきではないのか。この多様性と雑居性は師範教育史研究だけではけっして見えてこないのである。

第二は講習会や講演会の開催が教員検定と直接間接にかかわっていたのではないかということである。行政当局や各種団体による講習会や講演会の頻繁な開催は日本の教員社会の特徴だとされる。それは、最新の知識・技能の習得による力量向上という教員社会の側の需要に基づいていたとされる。そうした理解はおおむね首肯できる。しかし、重要なのはその社会的需要の中身であろう。社会的需要のなかに教員免許状の取得と上進という実利的要素がかなりの部分含まれ、それが社会的需要を下支えする役割を果たしていたのではないのか。無試験・試験にかぎらず、検定受験者の履歴を丹念に調べていくと、各種の講習会や講演会の受講歴がこと細かに記載されていることが多い。試験検定の受験者にとっては、講習受講が免許状の取得と上進の準備となったはずだし、無試験検定の受験者にとっては、受講歴が免許状上進の暗黙の条件とされていたのではないと思われる。事実、無試験検定においては、講習受講の積み重ねが免許状上進の要件とされるルートも制度的に用意されていたのである²。教員検定とのかかわりにまで視野を拡げてみると、講習会や講演会の頻繁な開催の実際的意味が見えてくるの

である。

第三は教員の資質能力への批判にかかわることである。資質能力への批判は、いつの時代も絶えることなく繰り返され、その矛先が師範教育に向けられてきた。「教育の良否は教師の如何による」という常套的言辭は、教員への期待の裏返しとして、教員の現実のあり様に対する批判を内在させていた。しかしながら問題は、こうした批判の仕方であろう。それが果たして、教員構成の多様性を踏まえたものであったのかどうか、より端的には、教員全体の過半を占めた（と推定される）教員検定出身者を視野に収めたものであったのかどうか、慎重に吟味される必要がある。検定出身者がどのような経路で免許状を取得したのかを十分に吟味することなく、したがって彼・彼女らの力量と性向を見定めることもなく、一緒くたに批判がなされ、それが師範教育批判に短絡していく傾きはなかったのだろうか。この短絡性は、それぞれ時代の批判の仕方において吟味される必要があるし、それを研究対象とする教育史研究についても吟味される必要がある。いわゆる「師範型」批判の発生をもって師範教育の破綻までを指摘することは、果たして可能なのだろうか。

第四は非正系の教員の養成と供給に関する研究がいわゆる教員文化の歴史的形成に関しても一定の素材を提供するのではないかということである。すでに木村元によってつぎのような指摘がなされている。「傍系の教師は各種検定をクリアーしていくための主体的な取り組みが求められたのである（中略）。それを通して正系の日本の教師としての教養とともに支配的な文化（態度）を身に付けていったと考えられる（傍系性による正統的秩序の積極的受容）」³。「正系」と「傍系」をどう見定めるかの検討は必要であるが、「傍系」であるが故にこそ過剰なほどに「正系」たらんとした行動と心性は十分にあり得たと考えられる。もちろん、このことを解明していくためには、検定出身者の内面に迫る「日記」等の歴史資料を発掘して分析していく

2 前掲拙稿「小学校教員無試験検定に関する研究」を参照していただきたい。

3 木村元「日本の教職アイデンティティの歴史的形成」〔久富善之編著『教師の専門性とアイデンティティ』勁草書房、2008年、所収〕152頁。

4 すでにそうした研究が進められている。「教員文化の形成—鈴木利貞日記を読む」（執筆者は、木村元、仲嶺政光、前田一男、西川澄子、曾貧、前田晶子、油井原均）〔久富善之編著『教員文化の日本の特性』多賀出版、2003年、所収〕。「矢板大安日記」（明治23年～昭和22年、宮城教育大学附属図書館所蔵）も好個の素材である〔横須賀薫「『矢板大安日記』収蔵のこと」宮城教育大学附属図書館ニュース「こもれび」104号、2003年11月〕。

必要がある⁴。

本稿は、以上のような課題意識を下敷きとしつつ、非正系の教員の養成と供給について分析を進めようとする研究の一環をなすものである。その際、どのような者が、どのような方法と経路によって免許状を取得したのか、そしてまた、下位免許状を取得した者がどのように上進を果たしていったのか、これらを事実に基づいて解明しようとするものである。もとより、そのすべてを個別に検討することは不可能であり、方法と経路を類型化して分析する方法が妥当であり、賢明でもある。本稿では、この方法と経路の典型として、地方教育会による教員養成講習会の開設に注目するものである。この種の講習会は、多くの道府県で開催され、教育会の主要な事業のひとつとなっていた。なおかつそれは、臨時試験検定とセットになって開設されることが多く、行政側が深く関与する「第二の教員養成」場面という様相を呈していた。その意味で、非正系の教員養成という場合、この教員養成講習会が好個の検討素材といえるのである。

筆者は、前稿⁵において、小学校教員の養成（この場合は免許状取得）と供給に果たした地方教育会の役割を、宮城県教育会を事例にして検討した。そこでは、教育会による教員養成講習会の開設と小学校教員検定のかかわりに焦点を当て、時期的には1920（大正9）年ごろまでを対象として、分析を試みた。本稿はその続編というべきものである。とりわけ本稿ではつぎの点を課題としたい。第一は、教員養成講習会を、その開始から終了まで、トータルに捉えることである。第二は、前稿では紙幅の関係で不十分であった、教員養成講習会の内実まで踏み込んで分析することである。第三は、この教員養成講習会に参加して免許状を取得していった者たちの経歴を可能なかぎり明らかにすることである。こうしたことによって、戦前日本における教員の養成と供給が師範卒によるそれに尽きるものでなかったという認識を、歴史的事実に即してより内在的に理解するとともに、この非正系の教員養成によって供給された教員の経歴を明らかにし、なおかつその力量と性向の推定につながるような歴史的事実を可能なかぎり積み重ねることに努めていきたいと考える。

I 臨時試験検定の位置

教員養成講習会の特徴のひとつは、終了直後に臨時の試験検定が組み込まれ、それが一体として実施されていたことである。年2回の定期的試験検定⁶とは別に、対象を講習会受講者に限定して臨時に実施されたこの臨時試験検定は、講習会の講師が同時に試験問題の作題者（臨時委員）となるのが通例であり、定期試験検定と比べて合格率が高いのが特徴であった。教員養成講習会は、臨時試験検定と一体であるというインセンティブを組み込むことによって受講者を集めていったのであり、まさにこうした実施方法によって、行政当局による「第二の教員養成」場面を構成しその役割を果たして行くのであった。

では実際にどのくらいの検定合格者を輩出していたのか⁷。〔表1〕は、『宮城県報』（『宮城県公報』）から、臨時試験検定の合格者数を拾い出したものである。県

〔表1〕臨時試験検定合格者数

	尋准・全	尋准・臨	尋正・全	尋正・臨	小正・全	小正・臨
1909	82	25	11		3	
1910	88	19	28		3	
1911	80	25	18		8	
1912	52	28	30		4	
1913	95	※	90		2	
1914	52		77	67	1	
1915	66		17	※	1	
1916	51		60	※	3	
1917	32		98	64	4	
1918	25		130	※	9	
1919	38		88	72	14	
1920	39		46	41	6	
1921	69		49	40	8	
1922	64		82	49	15	
1923	54		69	57	9	9
1924	53		79	58	12	9
1925	30		92	76	2	

注1) 「尋准・全」は当該年度の試験検定全体の合格者数。「尋准・臨」は臨時試験検定の合格者数を示す。尋正、小正についても同じ。

注2) 臨時試験検定の数値は『宮城県報』（『宮城県公報』）から、試験検定全体の数値は『文部省年報』から、それぞれ拾った。

注3) ※印は資料的制約のために数値を確認できないことを示す。

5 拙稿「宮城県教育会の教員養成事業」梶山雅史編著『近代日本教育会史研究』学術出版会、2007年。

6 試験検定は定期的実施されていた。宮城県については「小学校令施行細則」（県令第15号、1918年3月）がこれを規定していた。

教育会による教員養成講習会は、後述するように、当初は尋常小学校准教員の養成を目的に開設され、その後は尋常小学校正教員の養成を目的に開設され、1923（大正12）年と1924年の両年度に限ってこれに小学校本科正教員の養成がくわわった。臨時試験検定はこの他にも実施されていたが⁸、〔表1〕に示した数値は、県教育会による講習会直後の臨時試験検定に限定してある。この講習会が、有資格教員（尋准、尋正、小本正）の輩出に果たした役割を、数量的側面から検討しておきたい。

結論的にいえば、有資格教員の輩出において、その果たした役割は大きかったといわなければならない。とりわけ、尋正教員の輩出においてその役割は顕著であった。数値をやや細かくみてみよう。

尋准教員については、その占める割合が高くないようにも思える。しかし、この期間全体では常時2～3割を占めており、1912年度にいたっては5割以上を占めていた。尋准教員養成は、郡当局ないし郡教育会による講習会でも行われており、それらを含めて考えれば、資格構成上最初級の尋准教員については、その多くが講習会と臨時試験検定という方法によって免許状を取得した者だったと考えられる。

講習会の成果がもっとも顕著にあらわれていたのが尋正教員養成であった。これは〔表1〕から一目瞭然であろう。実施初年度の1914年度では87%（67/77）、最終年度の1925年度でも82.4%（76/92）を臨時試験検定による合格者が占めていた。試験検定合格者全体の6～9割弱を臨時試験検定合格者が占めていたことになる。それだけではない。県教育会が尋正教員養成を目的に講習会を開設する前後から、尋正教員の供給数自体が急激に増加しているのである⁹。それまでは多くとも30人だったのが、その倍以上の教員を供給するようになっていく。この事実からしても、講習会の成果は大きかったといわなければならない。端的にいうならば、尋正教員の主たる供給源（免許状取得方法）は、この教員養成講習会と臨時試験検定で

あったといっても過言ではないのである。尋准免許状所持者が、その上進をめざしてこの講習会に殺到し、尋正免許状を取得していったであろうことは、講習会受講者の経歴分析によっても、十分に推測されることなのである（後述）。

なお、1923年と1924年の両年度に、小本正教員養成講習会が開設されていた。しかしその成果は大きかったとはいえない。合格者が圧倒的に少なかったからである。試験検定による小本正合格者は従来から少なかったが、講習会の開催によっても合格者が大幅に増えた様子はみられない。この両年度の臨時試験検定の合格率（合格者/検定出願者）を算出してみると、1923年度10.1%（9/89）、1924年度19.1%（9/47）と低い数値に止まっていた¹⁰。小本正教員の場合は、試験検定に合格すること自体がかなり困難であった様子が窺えるのであって、小本正教員養成を目的とした講習会の開設がさほどの成果をもたらさないとの判断が、わずか2年間の実施で止めてしまった理由ではないかと推測される。

II 教員養成講習会と臨時試験検定

検定合格者の資質能力をその内実にまで分け入って見定めることは不可能である。本来、教員のそれをことばで叙述すること自体が困難であるが、この場合は資料的にも不可能である。そこで、教員としての資質能力を保証し認定するためにどのような仕掛け（手続き）が用意されていたのかを明らかにし、彼・彼女らの力量を推定するための材料を獲得することを試みたい。そのひとつは教員養成講習会の概要と内容である。これは免許状を取得させる企ての内実に関することがらである。二つめは検定試験の手続きである。これは資質能力を判定する方法である。三つめは検定出願者（講習会受講者）の基礎的学力である。三点目は次章で検討することにする。本章では前二者について、事実を淡々と拾い出していきたい。

7 「師範卒」「無試験検定」「試験検定」による免許状取得者のそれぞれの人数と割合については、前掲拙稿「小学校教員無試験検定に関する研究」を参照していただきたい。

8 郡当局あるいは郡教育会による教員養成講習会（尋准教員養成）の直後に臨時試験検定が実施されていた。

9 1913年度に尋正合格者が急激に増加しているのは、この年度だけ特別に、高等女学校卒業者に対して臨時試験検定を実施したためである。試験検定合格者全体（90名）のうち、68名がこの臨時試験検定合格者であった〔告示第425号、1913年8月5日（『宮城県報』第99号、1913年8月5日）〕。

10 宮城県公文書館所蔵「宮城県庁文書 学校教職員 大正12年度 2-0044」（1923年度）、「宮城県庁文書 学校教職員 大正13年度 2-0043」（1924年度）。

(1) 教員養成講習会の概要

県教育会による教員養成講習会は、1908（明治41）～1913年度の6年間で尋准教員養成を目的に¹¹、1914～1925年度の12年間で尋正教員養成を目的に、それぞれ開設され、1923年と1924年の両年度にかぎって小本正教員養成の講習会が併行して開設された。講習会開設の意図については多言を要しないであろう。就学率上昇に伴う児童数増加に対応するための有資格教員の圧倒的不足という事態が、師範卒にくわえて、教員検定による有資格教員の供給を不可避にしたのである。そのために開設されたのがこの講習会であった。単発的ないし散発的な講習会開設の試みを経て、義務年限延長の1908年度から、計画的かつ組織的に開設されるようになった。その任を担わされたのが本来私的団体である宮城県教育会だったのである。当初は尋准教員養成にその役割を置いていたが、後には尋正教員養成に役割を移していった。尋准教員養成は郡レベルの講習会が担っているところでもあり、県教育会は、独立して尋常科児童の教育を担当できる正教員の養成を担うという、非正系教員養成についての役割分担が形成されていったと捉えることができよう。後にみるように、講習学科目が試験検定科目と一致していたことからして、この講習会は、紛れもなく、教員資格の取得ないし上進のための検定受験準備講習会という専一的な目的のもとに開設されたものであった。研修的性格をもって開催されたものではなかったのである。以下、具体的にみてみよう。

当初の尋准教員養成講習会については、資料が乏しく、その詳細が判らない。概要部分だけを『宮城県教育会雑誌』によって再構成してみたい。1912年度の場合である¹²。対象者は「高等小学校卒業者若シクハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル男子ニ限ル」とされ、宮城県師範学校を会場とし、講師は同校教諭（他に東北中学校教諭1名）が務めた。県教育会主催の形をとっていたが、県行政当局の強力な後押しがあったことは疑いなく、その実質を師範学校が主導する形で開設されたのであった。講習期間は、1912年10月1日より翌年

3月20日まで年をまたいだ6箇月間におよんでおり、かなり長期間の講習会であった。教授時数が毎週31時間とされており、1日5時間強のフルタイム（終日）の講習であったことが判る。同時期に郡レベルで開催された尋准教員養成講習会と比べて、圧倒的に「充実」した講習会であった。講習学科目は修身、教育、国語、算術、歴史、地理、理科、習字、体操であり、これは尋准教員の試験検定科目と一致しており網羅もしていた。各科目の教授時数は〔資料2〕のとおりである。国語、数学、理科の3科目が圧倒的で、この3科目で全体の5割強（54.1%）を占めていた。尋准教員養成の力点がいわゆる教科の基礎的学力の獲得におかれていたと考えられる。以上の概要からして、この講習会は、県教育会主催とはいえ、県当局の企画に基づいて師範学校が主導する形で開催され、小学校高等科修了者（男子）を尋准教員へと仕立てあげる専一的目的をもって実施されたのであった。ちなみに、この年度の講習修了者は64名、うち検定合格者は28名であったという¹³。

さて、尋正教員および小本正教員の養成講習会についてはどうだったのか。ここでは終末期の1924年度を中心に詳しく検討してみることにする¹⁴。この年度は、大きく小本正教員養成（甲類）と尋正教員養成（乙類）の2種類が開催され、乙類はさらに対象者によって二つに分けられて、都

〔表2〕教員養成講習会・科目別教授時数（1912年）

科目	教授時数
修身	45時
国語	134時
教育	63時
歴史	42時
地理	42時
数学	130時
理科	100時
習字	40時
体操	76時
計	672時

注：『宮城県教育会雑誌』No.196、1913年7月による。

れた。すなわち、①甲類は尋正教員を受講資格として講習期間が48日間（7月25日～9月10日）、②乙類第一部は代用教員、准教員、その他「相当ノ経歴アルモノ」を受講資格として48日間（7月25日～9月10日）、③乙類第二部は中学校・高等

11 開始初年度（1908年度）だけは、臨時試験検定が実施されなかった。

12 「庶務報告」『宮城県教育会雑誌』第196号、1913年7月。

13 注12と同記事。

14 1924年度の臨時試験検定に関する文書はつぎの簿冊に編綴されている。宮城県教育会による講習会の募集広告（活版刷）も綴じられている。「宮城県庁文書 学校教職員 大正13年度 2-0043」。以下、とくに断らないかぎり、1924年度についてはこの資料による。

女学校卒業者を受講資格として15日間（8月27日～9月10日）、それぞれ開催された。講師は男女両師範学校校長および教諭が務めた。講師それぞれが本務校での担当領域に近い学科目を担当したようであり、同時に、講習会終了後の臨時試験検定ではそれぞれの担当科目について試験問題を作題していた（後述）。講習内容に即して試験問題が作題されたであろうことは容易に推測され、臨時試験検定の合格率が高かったのはその辺りに由来していたのではないと思われる。講習料は、甲類が4円、乙類一部が3円、二部が2円であった。金額はともかく、受講者自己負担の講習によって免許状を取得ないし進ませるのがこの講習会の狙いだったのである。受講者数は正確には判らない。講習会の募集広告にも募集員数は明記されていない。ただし、臨時試験検定の出願者が講習修了者に一致していたと仮定するとつぎようになる。1923（大正12）年度は、尋正が239名、小本正が89名であり、それぞれの合格者数は尋正が57名（合格率23.8%）、小本正が9名（合格率10.1%）であった¹⁵。同じく1924年度は、尋正が226名、小本正が47名であり、合格者数は尋正が58名（合格率25.7%）、小本正が9名（合格率19.1%）であった。尋正の場合のように200名を超える受講者を一堂に会して一気に講習が行なわれたのである。時間割表¹⁶から判断してこれをクラス分けしていたとは考えられない。一日5時間制の過密なスケジュールであり、受講者は、早朝から夕刻まで、一斉授業で多様な学科目を「詰め込まれる」ことになるのであった。容易に察せられるように、その受講環境は整ったものではなく、個々の講義は勢い講演調にならざるを得なかったであろうし、したがって当然のこと、講習密度も濃密なものであったとはいい難かったのである。

(2) 講習学科目

つぎに講習内容について検討してみたい。講習会の主要部分であった尋正教員養成の場合である。講習学科目は下記のとおりである。基本的には小学校令施行規則が定める検定試験科目と一致していた¹⁷。乙類二

部が教育科と音楽科に限定されたのは（講習期間も15日間）、他の学科目については中学校と高等女学校での学修で代替可能であるとの判断からであったと推測される。また、時間割上、教育科が講習期間最終盤に開講されたのは、乙類二部の受講生が乙類一部と一緒に受講することを可能とするためであった。つまり、一部も二部も、教育科については同じ内容を受講していたと考えられる。

講習学科目（1924年）

- 甲類……修身、教育(教育学、心理学、論理学)、国語、漢文、数学(算術、代数、幾何、簿記)、理科(物理、化学、博物)、法制経済、音楽(「時間ニ制限アルヲ以テ特ニ重要ナル学科ヲ選ビ自習ニ便ナル学科ハ之ヲ省ク」)
- 乙類一部…修身、教育、国語、算術、歴史、地理、理科、図画、体操、裁縫(女)、音楽
- 乙類二部…教育、音楽

学科目の時間配分等はつぎのとおりである。〔表3〕は1923年度の尋正養成講習会の学科課程および担当講師を示したものであり、〔表4〕はその際に示された教科書(参考書)である¹⁸。全体の総時数は198時間である。そのうち、教育45時間、国語25時間、理科30時間などに多くの時間が割かれていた。とりわけ目立つのは、教育科に最多の時間(全体の1/4)が割かれており、尋准教員養成の場合と比べて際立った特徴をなしていたことである。教育科は中学校や高等女学校には置かれていない師範教育特有の科目であったこと、また尋准教員と異なって独立して児童教育を担任することになる尋正教員の場合には教職的教養がより重視されたこと、こうした理由からだったと考えてよい。

〔表4〕の尋正教員用の教科書(参考書)をみるかぎり、講習内容の程度と傾向はつぎのように捉えることができる。修身科と教育科を除けば、その講習内容は、尋正教員としての役割を果たすのに当面支障がない程度の内容であったといえよう。言い換えれば、尋常科児童に教科書内容を教授するのに差し当たり支障がない程度の講習内容なのであって、さらに進んで各教科の基盤となる学問・芸術の奥深いところまでを含

15 「宮城県庁文書 学校教職員 大正12年度 2-0044」

16 注14の簿冊に編綴されている。

17 「小学校令施行規則」(文部省令第6号、1919年3月29日)第111条。

18 注15と同簿冊。

〔表3〕教員養成講習会・学科課程及担当講師（尋正／1923年）

音楽	裁縫	体操	図画	理科	地理	歴史	算術	国語	教育			修身	学科			
		教練	体操遊戯	博物	物理化学			文法作文	講読	心理学	学校管理法	教授法	教育学	分科		
一〇	一〇	一〇	一〇	一五	一五	一五	一五	一〇	一五	二	八	一五	一〇	時間		
嘱託 手島 勇	教諭 菅野 貞子	教諭 柿沼 静江	教諭 中島 豊三郎	教諭 佐藤 義江	教諭 宮森 □三郎	教諭 渡部 茂	教諭 村田 卓爾	教諭 田辺 一郎	教諭 栗田 茂治	教諭 村田 卓爾	教諭 松本 友則	教諭 今 惣吉	教諭 二階堂清寿	校長 若月 岩吉	校長 秋葉 馬治	講師

出典：「宮城県庁文書 学校教職員 大12 2-0044」

〔表4〕教員養成講習会・教科書（参考書）乙類（1923年）

図画	体操	算術	理科	地理	歴史	国語	教育			修身			
		山川鶯 著	文部省 著	開成館 編	文部省 著	文部省 著	吉田弥平編	同	同	同	乙竹岩造著	吉田静致著	文部省 著
図面用携帯品 王様印クレヨン十二色一組 類似品ナラ	歩兵操典草按 算術ノ部	補習用 数学問題集	尋常小 学理科書 五、六学年 教師用	開成館模範世界地図 大正十一年版	高等小 学校地理 児童用一、二	高等小 学校日本歴史 児童用 一、二	師範学校国文教科書本科用 最新版卷四	同 学校管理法	同 各科教授法	同 心理学	教育科教科書 教育学	師範学校 修身教科書	小学修身書 全部
	中興館			開成館			光風館	同	同	同	培風館	寶文館	

むものではなかったと推測される。小学校で使用されている国定教科書を教科書（参考書）としてあげている学科が多かったこともこうした推測を成り立たせる。ただしこれはあくまでも推測である。

（3）臨時試験検定

講習終了後に行われた臨時試験検定は、検定項目については定期試験検定と同じであり、違いは対象者が講習会受講者に限定されたところだけだった。すなわち、「学科試験」と「実地試験」の二つの関門が設定

され、実地試験は「実地授業」と「身体検査」からなっていた。1924（大正13）年度の尋正教員の場合を例に具体的にみてみよう。

まず全体の経過は以下のものであった。(1) 学科試験の日時割は〔表5〕のとおりである。講習会終了が9月10日であるから、ほぼ間髪を容れずに学科試験が開始されたことになる。しかも小本正が7日間、尋正が6日間にわたって一気に実施されたのであった。(2) 試験問題は、講習会の講師が「臨時委員」として発令され、それぞれの担当科目について作題していた¹⁹。(3) 小学校教員検定委員会で学科試験の合格者が決定され（10月28日）、(4) この学科試験合格者に対して、後日、宮城県庁で身体検査、宮城県師範学校で実地授業が実施された（11月13～14日）。(5) 実地授業の結果を踏まえて、小学校教員検定委員会で合格者が最終的に決定された（11月18日）。そして、(6) 12月5日付で、小本正9名、尋正58名にそれぞれ免許状を授与し、一部学科成績佳良者に証明書を交付する旨の、告示がなされた。経過は以上である。

一見してかなりの強行スケジュールであったことが判る。受講者は、7月25日から48日間（うち休業日6日）にわたって1日5時間余の多岐にわたる学科目を受講し、間髪を容れずに検定試験に臨むことになるのである。講習内容を十分に消化して習得するには、事前にかかなりの準備を要したであろうことは疑

いない。この時期の夏季休業は8月1日～8月31日であったから²⁰、とりわけ現職教員（准教員や代用教員）は、勤務しつつ事前準備に励まざるを得ず、また休業期間のすべてと二学期開始当初の数日間を講習と検定受験に費やすことが求められたのであった。講習受講者（検定出願者）の、免許状を取得ないし上進しようとする意欲に依拠することなしには、この講習会と臨時試験検定は有効に機能し得なかったといつてよい。尋正の学科試験合格者の割合が1／4強に止まったのも（受験者226名中65名）、受験者の基礎学歴等を考慮

19 作題者は、小学校教員検定委員会に提出された試験問題への署名ないし捺印によって、判明する。

20 「小学校令施行細則」（宮城県令第15号、1918年3月28日）第29条。

(表5) 臨時試験検定日時割 (尋正・1924年)

9月12日 (金)	
教育	8:00~11:00
音楽筆記	11:10~12:10
音楽実地	13:00~
9月13日 (土)	
歴史	8:00~10:00
体操実地 (男)	11:10~
裁縫筆記 (女)	11:10~12:10
体操実地 (女)	13:00~
9月15日 (月)	
修身	8:00~9:00
音楽実地 (男)	9:10~
裁縫実地 (女)	9:10~12:10
音楽実地 (女)	13:00~
9月16日 (火)	
国語 (購読作文)	8:00~12:00
理科	13:00~15:30
9月17日 (水)	
算術	8:00~11:00
体操筆記 (男)	11:10~12:10
体操筆記 (女)	11:10~12:00
習字	13:00~14:00
自在画	14:10~15:30
9月18日 (木)	
地理	8:00~11:00

出典：「宮城県公報」第30号、1924年9月5日

したとしても (後述)、無理からぬところであった。何れにしろ、かなり強行スケジュールの速成的な教員養成であったことが判るのである。

では、試験問題はどのような傾向をもっていたのか。次頁に尋正の試験問題 (修身と教育と算術) を示しておいた。いえることは、講習内容に即した出題であっただろうということである。検定科目の「程度」は小学校令施行規則が規定するところであったが、実際の程度は教科書 (参考書) が指し示していたものと考えられる。修身科と教育科は、示された教科書が当時師範学校で使用されることの多かったものであり、試験問題にもこの傾向が強くあらわれていた。しかし、各学科 (教科) の試験問題の水準と傾向については一概に断じがたいところがある。示された教科書が、師範学校用教科書もあれば小学校の国定教科書の

場合もあり、担当者ないし学科目によって違いがあったように思えるからである。概していえば、その水準は中等教育程度であり、その傾向は普通教育的内容という、当時の師範教育を規準としたものだったと考えて間違いはないであろう。当然のことながら教科の基盤となる学問領域の学識を問うものではなく、また (今日的な意味での) 教材研究法に傾斜した出題でもなかったといえる。

学科試験合格者に対して実地授業の検査が課された。実地授業は、2班に分けられて (師範・女子師範)、実際に児童を対象として行われたようである。評価は師範学校教諭と附属小学校訓導が共同して担当していた (2班合計で7名)。重要なことは、この実地授業の段階で不合格者がいたことである。尋正の場合は学科試験合格者65名 (上記) のうち7名が不合格となっていた (ちなみに小本正の場合は学科試験合格者12名のうち3名が不合格であった)。評定は点数化されており (50点以上が合格)、不合格者にはその理由 (「幼稚ニシテ教授ノ術モ拙ニ到底未ダ一学級ヲ担任シ得ザルモノト認ム」の類) が記されていた。検定項目に実地授業が組み込まれていたこと、そして実際に不合格の判定されていたことは注意しておく必要がある。それは、教員としての資質能力への考え方を現していたと考えられるからである。検定試験で問われたのは、単に各学科目内容の習得の程度 (「学力」) だけではなく、それを実地の実践指導につなげていく技量 (「実地ノ経験」) までを含むものであり、さらには独立して学級教育を担任し得る技量の一端までを含むものであった。教員検定制度の整備途上で語られた小学校教員の資質能力に関する考え方が²¹⁾、その判定方法にも生かされていたのである。臨時検定試験は以上のような手続きと方法で行われたのであった。

IV 講習会受講者の経歴

教員養成講習会は、短期集中方式によって教員を速成養成する、いわば「講習会による教員養成」とでもいべき企てであった。そうした企ての場合、講習会の成果如何は、多分に、受講者の基礎的な学力や技量

21 たとえば、「文部省令第二十三号正教員准教員ノ別改正ノ理由」(明治24年11月17日)では、こう述べられていた。「小学校教員ノ如キハ必スシモ単ニ其学力ノミニ依頼スヘキモノニアラス寧ロ実地ノ経験ヲ重シセサルヘカラス」。

臨時試験検定・試験問題（尋正）

	1923年	1924年
修身	一、忠孝一致及忠君愛國ノ一致ヲ説明セヨ 二、国交ニツキ心得スベキ事柄ヲ概説セヨ 三、家ノ意義及家ニ対スル心得ヲ述ベヨ	一、わが国民道徳ノ二大特質 二、自我ノ国家生活 右に就いて記せ。
教育	一、養護施設上特に注意すべき要項を問ふ 二、再現的総合と生産的総合につき知れる所を記せ 三、学級教授上発問につき特別注意すべき点を記せ 四、観念聯合の条件を述べよ 五、学級経営上注意すべき事項如何 六、説方教授上内容主義と形式主義につき意見を述べよ	一、教育の目的 二、教育の実質陶冶と形式陶冶 三、修身科要旨中徳性ノ涵養ト如何ナル意義ヲ有スルカ 四、暗算ノ効用及教授上ノ注意ヲ述ベヨ 五、学級編制法を述べよ
算術	1921年 1. 上下二種ノ茶50斤アリ。上ハ1斤1.25円、下ハ83銭ナリ。而シテ総代価ハ52.84円ナリト云フ。上下ノ斤数各幾何ナルカ。 2. 1800石ノ米ヲ播□ニ甲精米場ニテハ60日ヲ要シ、乙精米場ニテハ40日ヲ要スト云フ。此両精米場ヲ用フレバ幾日ヲ要スルカ。 3. 延長24哩ノ河流ヲ往復スル舩アリ。上ニハ12時間、下リニハ6時間ヲ要セリト云フ。漕グ速サ及ビ水流ノ速サ毎時何程ナルカ。 4. 三時ト四時トノ間ニ於テ時計ノ時分兩針相重ナル時刻如何。 5. 63ト147ノ公約数ヲ全部列記スベシ。 6. 華氏寒暖計ニテ77度ハ摂氏寒暖計ニテ何度ニ当ルカ。 7. 商人アリ。甲乙二ツノ品物ヲ同値ニ売リタルニ甲ニテハ2割5分を損シ、乙ニテハ2割5分ヲ利セリト云フ。此二品ノ原価ノ差80□ナルトキニ品ノ原価各何程ナルカ。 8. 金180円ヲ甲乙丙丁四人ニ分ツニ、甲ト乙トハ3：2ノ如ク、乙ノ3倍ト丙ノ5倍ト丁ノ6倍トハ互ニ相等シト云フ。甲ノ所持如何。	1924年 1. 面積7.3平方せんちめーとるナル円ノ直径ヲ四捨五入法ニヨリテせんちめーとるノ少数第一位マデ求めヨ 但シ円周率ハ3.14トシテ計算セヨ 2. 甲乙二人相連レテ出発シ6きろめーとるヲ行キタル時甲ハ忘れ物を思ヒ出シ引キ返シ 忘れ物ヲ取り直ニ乙ヲ追ヒ行ケリ、乙ハ初メ30分間甲ヲ待合セタルモ思ヒ直シテ進行ヲ始メタリ、尚ホ分レテ後ノ速度ハ毎時甲ハ6きろめーとる、乙ハ4きろめーとるナリシト云フ、分レシ時ヨリ甲ガ乙ニ追ヒ付ク迄ノ時間如何 3. 10000ト104000トノ間ニ於ケル11ト7トノ公倍数ヲ求めム。

出典：「宮城県庁文書 学校教職員 大10 2-0024」（1921年）、「宮城県庁文書 学校教職員 大12 2-0044」（1923年）、「宮城県庁文書 学校教職員 大13 2-0043」（1924年）

の如何に左右されるといってよい。だとすれば、受講者がどのような経歴をもつ者だったのかを検討することが重要な作業となってくる。

前述したように、講習会ではコースごとに「会員資格」が設けられていた。しかしながら、受講者の経歴を直接に示す資料は見出すことができない。そこで、つぎのような方法をとってこの点に迫ってみることにする。依拠する資料は「小学校教員検定願」である。試験・無試験の如何にかかわらず、検定出願者はこの「検定願」を提出しなければならなかった。そこには、出願免許種別、出願時までの履歴事項（学業、職業、賞罰、所持免許状）、「省欠科目」（前回検定までに成績優良証明書を有して受験を免除される学科目）が記されていた。もちろん、検定出願者がそのまま講習受講者でなかったのは当然であるが、検定出願者が講習受講者に限定されていたことを考えれば、両者は限りなく一致していたと考えられる。

「宮城県庁文書」にはこの臨時試験検定の「検定願」が保存されている。ほぼ完全な形で保存されている1924（大正13）年度の場合を例に検討してみることにする²²。小本正出願者47名分（男性43名、女性4名）と尋正出願者224名分（男性137名、女性87名）が残されている。決裁文書には検定受験者の総数が小本正47名、尋正226名と記されていることからすると、尋正2名分が紛失していることになるが、それ以外は全員分が残されていることになる。この「検定願」を整理することによって、検定出願者（講習受講者）の履歴事項に迫ってみることにする。

まず年齢²³について〔表6〕。尋正出願者についてみていこう。受講者の年齢は13歳（男性）から30歳（男性）にわたっている。女性に比べて男性の方が年齢幅は広いが、圧倒的多数は25歳未満であることが判る。男性では8割強、女性では9割強がこの年齢層のなかにある。なかでも、10歳代が多数を占めており、男性

22 「宮城県庁文書 学校教職員 大正13年度 2-0043」および「宮城県庁文書 学校教職員 大正13年度 2-0044」に編綴されている。

23 年齢は「検定願」の出願時点（1924年9月5日）の満年齢で整理した。

〔表6-1〕臨時試験検定出願者・年齢（尋正）

	～15歳 未満	～20歳 未満	～25歳 未満	～30歳 未満	30歳 以上	不明	計
男	4	69	50	10	2	2	137
(%)	3.0	51.1	37.0	7.4	1.5		100
女	2	75	8	0	0	2	87
(%)	2.4	88.2	9.4	0	0		100

〔表6-2〕臨時試験検定出願者・年齢（小本正）

	～20歳 未満	～25歳 未満	～30歳 未満	30歳 以上	計
男	69	50	10	2	137
(%)	51.1	37.0	7.4	1.5	100
女	75	8	0	0	87
(%)	88.2	9.4	0	0	100

では全体の5割強、女性では全体の9割強がこの年齢層に属する。女性にとりわけ10歳代が多いのは、高等女学校卒業後直ちに免許状取得に挑戦しようとする、講習受講の動機に由来していたと思われる（後述）。何れにしろ、講習会受講者は25歳未満（とりわけ10歳代）が圧倒的多数であった。

つぎに学歴について。大きく①小学校卒業程度、②中学校・高等女学校卒業、③実業学校卒業に三分してみた²⁴。①の小学校卒業程度については説明が必要である。小学校（尋常科・高等科）卒業後のポストエリメンタリーとでもいうべきさまざまな修学機会を含めたからである。たとえば、小学校卒業後に実業補習学校での修学機会をもった者、中等諸学校へと進学したものの中途退学した者、小学校卒業後にその他の修学機会（准教員養成所や私塾など）を重ねた者を含めた。したがって、ここにいう学歴とは、初等・中等諸学校の卒業という意味での基礎学歴をさしている。

検定出願者の学歴別分類を示したのが〔表7〕である。小本正・尋正を合わせてもっとも多いのが小卒程度を基礎学歴とする者である。不明者9名を除く262名のうち、164名（62.6%）が小卒程度であった。この傾向は、男性の方がより顕著である。176名中148名（84.1%）が小卒程度者で占められていた。一方、女性は、小卒程度者は86名中16名（18.6%）に過ぎず、70名（81.4%）が高女卒者であった。

これを免許種別ごとに細かくみれば、小本正の場合は、不明を除く44名中37名（84.1%）が小卒程度者であった。男女別にみると、男性では41名中37名（90.2%）が小卒程度であり、女性では3名とも高女卒であり小卒程度者はいない。尋正の場合は、同様に、218名中127名（58.2%）が小卒程度者であり、男女別では男性135名中111名（82.2%）、女性では83名中16

〔表7〕臨時試験検定出願者の学歴別分類（1924年）

		小学校 卒業程度	中学・ 高女卒	実業 学校卒	不明	計
小本正	男	37	0	4	2	43
	女	0	3	0	1	4
	小計	37	3	4	3	47
尋正	男	111	13	11	2	137
	女	16	67	0	4	87
	小計	127	80	11	6	224
合計	合計	164	83	15	9	271

名（19.3%）が小卒程度者であった。

以上の学歴別分類から、つぎのことを指摘することができる。まず男性の場合は、小学校卒業後に教員検定によって尋准あるいは尋正の免許状を取得した者が、より上位の免許状（尋正、小本正）の取得をめざしてこの講習会を受講する、これがもっとも一般的な受講動機であったといえる。一方、女性の場合は、高女卒後に一気に尋正免許状の取得をめざしてこの講習会を受講するというのが多数の傾向であったといえる。

女性の場合についてももう少し敷衍してみよう。高女卒後の免許状取得方法は、①師範学校二部への入学、②無試験検定による免許状上進（尋准⇒尋正⇒小本正）、③定期試験検定による尋正・小本正免許状の取得、この三つの方法があった。これらの方法に比べて、より簡便なのがこの講習会受講と臨時試験検定という免許状取得方法であった。それは、50日弱という短期間の講習と、講習会の講師が同時に臨時試験検定の試験問題作題者であるというある種の利点、それ故にといっている合格率の高さ、こうした点から、受講者にはもっとも簡便（お手軽）な免許状取得方法だったのである。高女卒者は、卒業後すぐにあるいは数年内に、この講習会を受講している者が多いこと、また出願時点で免許状を所持していない者が多いことも（後述）、

24 高等女学校卒業には、高等女学校実科と実科高等女学校卒業を含めた。無試験検定では、三者とも同様に対象者とされていたからである。1913年1月23日付普通学務局通牒京普2号「高等女学校実科及実科高等女学校卒業生ニ対シ小学校教員無試験検定施行支ナシ」〔文部省大臣官房文書課『自明治三十年至大正十二年 文部省例規類纂』1924年、856頁〕。

〔表8〕臨時試験検定出願者・所持免許状（尋正）

	尋 准	小 准	専 正	無	不 明	計
男	59	1	2	67	8	137
(%)	45.7	0.8	16.0	51.9		100
女	11	0	1	73	2	85
(%)	13.3	0	1.2	88.0		100

〔表9〕教職実務経験の有無（尋正）

	有	無	不明	計
男	100	35	2	137
(%)	74.1	25.9		100
女	24	60	3	87
(%)	28.6	71.4		100

この講習会受講が免許状取得の近道であったことを裏書していた。

何れにしても、この教員養成講習会は、教員免許状取得を希望する者に対して、もっとも簡便な方法でその機会を提供するものだったのである。とりわけ、小学校卒業程度の男性に対して、また高女卒後に素早く免許状を取得しようとする女性に対しては、「開かれた」免許状取得方法として機能していたのであった。

出願時の所持免許状と職歴についてもみておこう。所持免許状を示したのが〔表8〕、出願時までの教職実務経験の有無を示したのが〔表9〕である。所持免許状については、尋准免許状の所持の有無で大きく分けられる。男性の場合はそれがほぼ同率で二分されるのに対して、女性の場合は所持していない者が9割近くに達して圧倒的多数を占めていた。上述したように、女性のこの9割はほぼ高女卒者によって占められていたと考えられる。ここから講習会の受講動機の種類がみえてくる。ひとつは、尋准免許状を所持してそれを上進すべく講習会を受講する者であり、もうひとつは一気に尋正免許状を取得すべく講習会を受講する者である。男性は前者の方法をとる者（とらざるを得ない者）が多く、高女卒者が多数を占めた女性は後者が多かった。この類型的把握に教職実務経験の有無を重ね合わせてみると、男性は代用教員等の経験を積み重ねつつ順次免許状を上進する者が多かったのに対して、女性の場合はむしろ教職経験なしに一気に尋正免許状の取得に向う者が多かったといえる。基礎学歴の違いがこうした傾向の違いをもたらしていたと考えて間違いない。

こうした理解を確かなものにするために、検定合格者のいくつかの事例をとりあげて、それぞれの経歴を具体的に検討しておきたい。まず検定合格者全体の学歴別分類は〔表10〕のとおりである。小卒程度者が多数を占めていること、それが男性の場合に顕著であること、女性の場合は高女卒者が圧倒的多数であること、などを指摘することができる。さて、とりあげる

のは3事例である（次頁。教員養成講習会は「」で示した）。事例①を「標準型」、事例②を「近道型」、事例③を「たたき上げ型」と分類しておこう。事例①は、小卒後に尋准免許状を取得し、代用教員や尋常科准訓導として勤務しつつ尋正免許状を取得し、さらに尋常科訓導としての勤務の傍ら講習会を受講した後に、小本正養成講習会を2箇年続けて受講し、臨時試験検定で小本正免許状を取得した者である。このとき19歳であった。小卒程度を基礎学歴として、尋准⇒尋正⇒小本正と順次免許状を上進していった事例であり、その過程に教員養成講習会受講が組み込まれていた。その意味でもっとも「標準」的な事例であったといえる。事例②は、教職実務経験を経ることなく、高女卒後に直ちに教員養成講習会を受講し、尋正免許状を取得した事例である。このとき17歳であった。高女卒後に一気に尋正免許状取得に挑んだ、いわゆる「近道」ルートをとった典型的事例である。事例③は、小卒程度を基礎学歴として代用教員として勤務する傍ら、長期にわたってさまざまな講習受講を重ねて研鑽を積んだ後に、教員養成講習会を受講して尋正免許状を取得した事例である。このとき27歳であった。1924年度の講習会受講者のなかでは「高齢」の部類に属しており、いわば「たたき上げ型」といえる。同時に、この事例からいえることは、多様な講習会の受講がこの男性の学識向上に大いに貢献し、検定試験受験の下

〔表10〕臨時試験検定合格者の学歴別分類（1924年）

		小学校 卒程度	中学・ 高女卒	実業 学校卒	計
小本正	男	6	1	0	7
	女	0	2	0	2
	小計	6	3	0	9
尋 正	男	30	5	2	37
	女	2	19	0	21
	小計	32	24	2	58
合 計	合計	38	27	2	67

注) 検定の合否は、告示570号（1924.12.5）〔「宮城県公報」第47号 1924年12月5日〕によって確認した。

地となったであろうことである。冒頭に述べたように、各種の講習会や講演会が、検定受験者の実的需要によって下支えされていたことを示す典型的事例であったといえる。

<p>事例①：S・I (1905年7月生、男) 宮城県槻木尋高小・高等科2年卒(20.3)→尋准免許状取得(20.8)→県内小学校の代用教員(20.11～)、尋常科准訓導(21.7～)→尋正免許状取得(21.12)→県内小学校の尋常科訓導(22.3～)→宮城県教育会冬期講習会受講(22.12)→「小本正教員養成講習会」受講(23.7～9)、臨時試験検定で一部学科成績優良証明書を受領(23.11)→「小本正教員養成講習会」受講(24.7～9)、臨時試験検定で小本正免許状取得(24.12)</p>
<p>事例②：K・S (1907年8月生、女) 仙台市荒町尋小卒(20.3)→宮城県第一高女入学(20.4)、同校卒業(24.3)→「尋正教員養成講習会」受講(24.7～9)、臨時試験検定で尋正免許状取得(24.12)</p>
<p>事例③：S・K (1896年5月生、男) 宮城県広瀬小学校・補習科修了(11.3)→県内小学校の代用教員(17.6～)→「尋正教員養成講習会」受講(17.7～9)→附小・初等教育冬期講習会受講(17.12)→尋准試験検定で一部学科成績優良証明書を受領(18.10)→「尋正教員養成講習会受講」(18.7～9)、臨時試験検定で一部学科成績優良証明受領(18.11)→附小・初等教育冬期講習会受講(18.12)→宮城郡教育会主催講習会受講(19.8)→附小・初等教育冬期講習会受講(19.12)→県教育会冬季講習会受講(20.12)→宮城県・宮城郡聯合講習会受講(21.8)→県内小学校の代用教員(21.10～)→高等師範・初等教育冬期講習会受講(22.12)→宮城郡教育会講習会受講(23.7)→帝国教育会冬期講習会受講(23.12)→「尋正教員養成講習会」受講(24.8～9)、臨時試験検定で尋正免許状取得(24.12)</p>

IV 講習会終了後の正教員補充策

宮城県教育会による計画的で組織的な教員養成講習会は1925(大正14)年度で終了する。正確には、1926年度以降、開設の事実を確認することができない。ここにいう計画的・組織的とは、臨時試験検定がセットになった講習会のことであり、免許状の取得と上進を専一の目的とした講習会のことである。しかし、この

講習会の終了は、正教員の供給が不要になったからではもちろんない。正教員の占める割合が徐々に高まってきたのは事実であるが²⁵、供給の必要性が消滅した訳ではないのである。その証拠に、県教育会はこの後も「小学校教員学力養成講習会」といった名称のもとに講習会を開催していくのである²⁶。ただし、それらはつぎの点で1925年度までとは異なっていた。第一は臨時試験検定が組み込まれていなかった点で計画的なものでなかったこと、第二は講習期間が短縮されて講習科目も限定されていたこと、第三は対象とする講習員が中等学校卒業者にシフトしつつあったこと、である。つまりは、「養成」を専一の目的とするよりも、むしろ「学力」向上を主要な目標とした講習会であり、それが結果として免許状の取得と上進につながればよいという企画に微妙に重心を移していったのであった。当然のこと、臨時試験検定ではなく定期試験検定の受験を想定したものであった。

しかし、計画的・組織的な講習会の終了にはもうひとつの理由があったというべきである。それは、小本正教員の供給策が別途実施されていたからである。県当局主催の教員講習会の開催がそれであった。師範卒でもなく、教育会経由でもなく、行政当局自らが、免許状上進の講習会を開催することによって、小本正教員の補充に乗り出すのである²⁷。

その概要はつぎのとおりである。(1)講習員資格は、①尋正免許状受領後5箇年以上小学校教育に従事するか、②小准免許状受領後6箇年以上小学校教育に従事し、ともに本県小学校教員の職にあること、(2)講習科目は大きく文科と理科に分けられ、講習期間は文科・理科ともにそれぞれ3箇月とすること、(3)講習員は毎回約50人(男女)とすること、(4)修了後の「特典」として、文科と理科の両科を修了し「成績優良ナル者」には無試験検定で小本正の免許状を授与すること、以上である²⁸。「師範教育ノ改善ノ実施ニ伴ヒ本県ハ現在教職ニ従事セル尋常小学校本科正教員及小学校准教員ノ素質向上」を図ること、これが講習会の目的とさ

25 前掲拙稿「宮城県教育会の教員養成事業」を参照していただきたい。

26 たとえば、「小学校教員学力養成講習会」〔『宮城教育』第374号、1930年8月〕。この講習会の会員資格は、①「中学校、高等女学校卒業生ニシテ現ニ小学校ノ准教員、代用教員ノ職ニ在ル者、其ノ他ノ代用教員中ノ希望者」②「実業学校ノ卒業生ニシテ専科教員タラントスル者」③「中学校、高等女学校卒業生ニシテ尋常小学校本科正教員タラントスル者」であり、講習期間は15日間(8月17日～31日)であった。

27 この講習会は宮城県当局の独自の判断で開催されたものではない。他県でも同様に開催されていた。その根拠は確認できていないが、文部省の指示と補助のもとに実施されたものであることは間違いない。例えば、群馬県についてはつぎの資料を参照のこと。「尋常小学校本科正教員講習実施要項」〔『群馬県行政文書 昭1244 2/2』〕。

れた²⁹。文科と理科の講習学科目は〔表11〕のとおりである。毎週教授時数から判断して、1日5時間強のフルタイムの日課が組まれており、これを3箇月間継続する計画であった。現職教員を対象とした免許状上進を目的とした長期講習であり、当然のことながら、対象者は、講習期間中、勤務校を離れて受講せざるを得なかった。

『宮城県統計書』を通覧すると、この講習は1926（大正15・昭和元）年度から開始されて1938年度まで継続して開催されたことが確認できる。実施初年度をみると、理科では、講習人員42人、講習証書授与人員42人であり、文科では、講習人員31人、講習証書授与人員31人であったという³⁰。「宮城県庁文書」によって実際の実施状況を確認すると、たとえば、1933年1月には両科修了者8名に対して、同年3月にも同じく16名に対して、それぞれ無試験検定で小本正の免許状が授与されていた³¹。定員50人を満たすことはなかったようである。

講習対象者とされた尋正教員と小准教員は、その多くが師範卒以外の方法で免許状を取得した者たちであり、そうした層が団塊をなして教員社会のなかに存在していたのである。彼・彼女らに対して行政当局自らが長期講習を開設することによって、有資格最上位の小本正教員へと上進させる底上げ施策が継続的に実施されていったのであった。

結 語

以上、宮城県教育会による教員養成講習会についてやや立ち入った検討をくわえてきた。それは、他府県でも同様に実施されていた有資格教員補充策³²の事例のひとつを検討する試みでもあった。教員養成講習会は、有資格教員の慢性的不足という事態が不可避に求めた現実対処策であり、団塊として層を成していた下位免許状所持者の免許状を上進させる方策として、計画的・組織的に開設されたものであった。最後に、本

〔表11〕 小学校教員講習・教育課程

理 科		
学 科 別	毎週教授時数	課 程
修 身	1	道徳ノ要領
教 育	2	教育ノ理論
数 学	10	算術代数及幾何
博 物	4	植物、動物、生物、鉱物、実験、標本採取調製
物 理 化 学	8	物理、化学、実験
図画、手工	3	図画、小学校ニ於ケル諸細工教授法
体 操	2	体操、教練
農 業	2	農業一般
計	33	
文 科		
学 科 別	毎週教授時数	課 程
修 身	2	道徳ノ要領、倫理学ノ一班
教 育	8	心理、論理、教育ノ理論、教育史
国 語 漢 文	10	国語（講読、文法、作文）、漢文（講読）
歴 史	4	国史、外国史
地 理	4	世界地理、地理学通論
法 制 経 済	2	憲法ノ大要、日常ニ必要ナル法制上経済上ノ事項
体 操	2	体操、遊戯、競技
計	32	

出典：「宮城県公報」第145号、1926年7月

稿から得られた知見を、免許状取得方法全体のなかに位置づけつつ、まとめてみたい。

第一は教員免許状取得に多様な方法と経路があったとことである。これは改めての確認である。免許状取得方法は、大きく師範卒、無試験検定、試験検定に大別されたが、種別化され序列化されていた教員免許状との対応関係は入り組んでおり、きわめて複雑でさえあった。すなわち、(1)小本正免許状を取得するためには①師範卒、②無試験検定、③試験検定の三つの方法があり、(2)尋正免許状については①無試験検定、②試験検定の二つの方法が、(3)小准免許状と尋准免許状については①無試験検定、②試験検定の二つの方法が、それぞれ存在した。師範学校（本科）が輩出したのは基本的に小本正教員であり、それ以外の免許種別の教員は教員検定によって輩出されていた。このうち無試験検定は、対象者が法定（限定）されており、おもに中等学校卒業者を小学校教員界に吸引する方法として

28 「小学校教員講習ニ関スル件」（学務部長発市長村長宛教第3245号、1926年7月14日）〔『宮城県公報』第145号、1926年7月14日〕。

29 「小学校教員講習ニ関スル件」（学務部長発市町村長宛教第4491号、1926年11月1日）〔『宮城県公報』第190号、1926年11月1日〕。

30 『大正15年・昭和元年 宮城県統計書（学事） 第一巻』。

31 「宮城県庁文書 学校教職員 昭和3年度 3-0017」。

運用されていた。中学・高女卒者は、卒業と同時に尋准免許状を取得し、その後は勤務年数を基本として、尋正、小本正と上進していくことが可能であった³³。一方、試験検定は、対象者が法定されることはなく、一定の要件を満たした者が応募し、試験によって免許状を取得する、いわば開かれたルートとして運用されていた。したがって、中学・高女卒者は、無試験検定で免許状を上進していくことも、試験検定で一気に正教員免許状を取得することも、ともに可能であった。これに対して小卒程度の学歴の者は、試験検定によって免許状を取得する方法しか基本的にはなかったのである。何れにしろ、教員検定は、免許状の取得と上進の双方の役割を担っていたのであった。

第二は、教員養成講習会が字義どおり「養成」を専一の目的とした講習会であったことである。講習学科目が試験検定科目に即して設定されていたこと、そして終了直後に臨時試験検定が一体として実施されていたことが、そのことを端的に示していた。ただし、この場合の「養成」とは免許状取得という限定的意味合いが強く、それを最優先事項とした講習会だったことに注意しておく必要がある。端的にいうならばそれは、免許状を取得させるという意味での「講習会による教員養成」とでも呼ぶべき企てであった。

第三は、この講習会が有資格教員の輩出において所期の目的を一定程度果たしたことである。講習会は県当局の企図に基づいて師範学校が主導する形で開設されていた。その意味で、師範教育に次ぐ「第二の教員養成」場面を構成し、とりわけ尋正教員の輩出において顕著な役割を果たしたといえる。これを教員検定の大きな文脈のなかに位置づけてみると、つぎのようなことがいえる。教員検定による免許状取得者は、1920（大正9）年ごろを境にして、無試験検定による取得者が試験検定によるそれを陵駕するようになる。この傾向は、全国的にもそうであるし³⁴、事例とした宮城県についても同様にいえることである³⁵。このことは、

大雑把な捉え方をすれば、中等学校卒業者が無試験検定によって小学校教員界に吸引される傾向がより強まりつつあったことを意味していた。しかし逆にみるならば、この時期までは、有資格教員の補充において試験検定が大きな役割を果たしていたことを意味していたのであって、まさにその補充策において、教員養成講習会が果たした役割が大きかったことを示していたのである。宮城県教育会による計画的な教員養成講習会が1925年度で終了するのも、実は、教員検定による有資格教員の供給源の変化（試験検定から無試験検定へ）を背景にしていたという、大きな文脈のなかで捉えることができるのである。

第四は講習会の内実にかかわることである。講習会の開催が免許状を取得させることに大きく貢献したとはいえず、やはりそれは短期集中の速成教員養成であることを免れなかったことである。そこにはいくつかの意味合いがある。48日間（尋正の場合）という長期の講習会ではあったが、それでも、独立して児童教育の任に当る正教員としての教養を獲得させるには、198時間という教授時数は決定的に少なかったというべきであろう。受講者、とりわけ小卒程度を基礎学歴とする者にとっては、ある種の学科目や内容は初めて学修するものだったはずであり、したがって、受講者の主体的取り組みをなしにはこの講習会は成果を発揮するものではなかったといえる。それだけではない。この講習会による教員養成は、定型のカリキュラムと意図的教育環境が整備された学校という場で、一定年限にわたって継続的に薫陶を及ぼすという、正系の師範教育とは本質的に異なる教員養成方式であった。この講習会には、一定年限にわたって継続的に「薫陶」を及ぼすという、教員の資質能力の基盤をなす人格形成の側面は決定的に乏しかったのである。とりわけ師範教育で重視されていた「訓育」のための意図的教育環境の設定³⁶はそこにはなかった。講習会では、開設側も受講側も免許状取得という眼前の実利的動機に苛ま

32 有資格教員補充策は全国各地で実施されていた。しかし、その方策は、師範教育のように一様ではなく、道府県それぞれの事情によって様相を異にしていた。この点は非正系教員養成を検討する場合に踏まえておくべきことである。

33 前掲拙稿「小学校教員無試験検定に関する研究」を参照していただきたい。

34 全国的には、1918（大正7）年度に、無試験検定と試験検定のそれぞれの取得者数が逆転する。以後両者の開きは拡大し、1935（昭和10）年度には、師範卒者を含めた比率（師範卒：無試験：試験）が3：5：2にまで拡大する（『日本近代教育百年史』第五巻第四章第二節三（林三平執筆）、1974年）。

35 宮城県の場合は、1924（大正13）年度に、無試験検定と試験検定のそれぞれの取得者数が逆転する。前掲拙稿「小学校教員無試験検定に関する研究」を参照のこと。

36 「師範教育の内容と方法」〔『日本近代教育百年史』第五巻第四章第二節二（林三平執筆）、1974年〕、657頁～693頁。

されることが多かったに違いない。何れにしても、講習会による教員養成という方式は、正系の教員養成とは基本的に異なる職業人養成方式であったといわざるを得ないのである。

第五は、講習会には多様な経歴をもつ者が殺到し、それに応じて検定合格者も一様ならざる経歴の者によって構成されていたことである。とりわけ、男性では小卒程度者が、女性では高女卒者が多数を占めていたことを銘記しておかねばならない。このことは事例的に検討した時期にかぎらない傾向だったはずであり、時系列的な分析を重ねていけば、「小学校教員はどこから来たのか」を解明することにつながっていくはずである。小学校教員界の実際は、今日考えられる以上に、多様な方法と経路によって免許状を取得した者から構成される、雑居性とでもいうべき性格をもっていたであろうことは、本稿の検討からでも指摘し得ることである。こうした事実立脚するならば、これまでの教員史研究では必ずしも説得的でなかった部分を浮き彫りにすることができるであろう。たとえば、検定出身者は絶えず職能向上（とくに学力面）の圧力に晒され続けたであろうこと、また、雑居性という内部的事情を抱えた小学校教員界には水準向上と社会的地位向上の圧力と視線が注がれ続けられたであろうこと、そしてそれらが教員研修の需要を内側から生み出していくことにもなったであろうこと、などである。何れにしても、かくのごとく非正系の教員が多くその構成も多様であったという事情は、それへの対処策を日本の教員社会に産み落としていったと考えられる。そうした視点をもって分析を進めることが、日本教員史研究をより分厚いものにするだろうし、ひいては師範教育が果たした役割をも冷静に見定めることにつながっていくと思われるのである。

(平成21年9月30日受理)